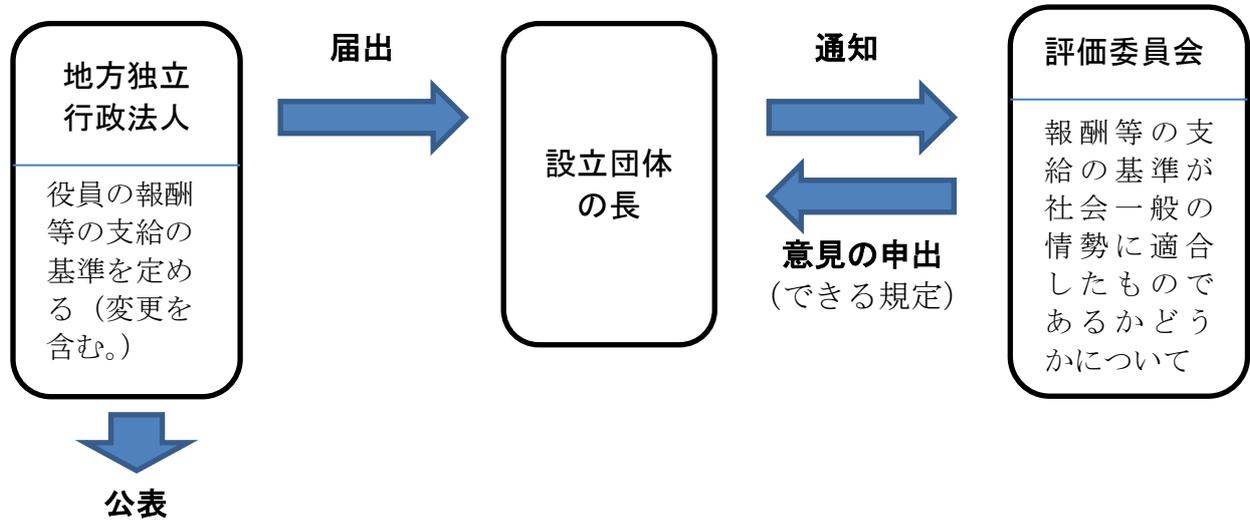


地方独立行政法人の役員に対する報酬等の支給の基準について

1 制度の概要（地独法第48条、第49条及び第56条）



2 参考条文【地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）抜粋】

（役員の報酬等） ※第56条第1項による読替後の第48条

第48条 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 一般地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該一般地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。